

改正案	現行
<p>（事件の管轄）</p> <p>第二条 この省令の規定により提出すべき申請書又は届出書は、この省令中別段の定めのある場合を除き、法第八十八条及び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条から第五条までの規定により権限を有する行政庁（以下「権限行政庁」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録証）</p> <p>第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（有効期間の更新の登録）</p> <p>第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（変更登録）</p>	<p>（事件の管轄）</p> <p>第二条 この省令の規定により提出すべき申請書又は届出書は、この省令中別段の定めのある場合を除き、法第八十八条及び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条から第五条までの規定により権限を有する行政庁に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録証）</p> <p>第五十一条の六 国土交通大臣は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（有効期間の更新の登録）</p> <p>第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（変更登録）</p>

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 権限行政庁は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 (略)

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

4 権限行政庁は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

(登録証の返納)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の第十二条の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長(主として指定都道府県等(道路運送法施行令第四条第一項の指定都道府県等をいう。)の区域内において自家用有償

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 (略)

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

4 国土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

(登録証の返納)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の第十二条の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府
県等の長に返納しなければならない。

○ 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出）</p> <p>第三十四条 自動車道事業者（第二号に掲げる場合にあつては、相続人）及び自動車道事業に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 法第七十二条において準用する法第三十条に基づく命令を実施した場合 <u>当該命令を發した行政庁</u></p> <p>六 八 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（届出）</p> <p>第三十四条 自動車道事業者（第二号に掲げる場合にあつては、相続人）及び自動車道事業に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 法第七十二条において準用する法第三十条に基づく命令を実施した場合 <u>地方運輸局長</u></p> <p>六 八 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 十四（略）</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生 の防止を図るために国土交通大臣（主として指定都 道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第 二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう 。以下同じ。）の区域内において行われる自家用有 償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定 都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示し たもの</p> <p>（報告書の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県 等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場 合にあつては、報告書を当該指定都道府県等の長に提 出するものとする。</p> <p>（速報）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 十四（略）</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生 の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認め て報告を指示したもの</p> <p>（報告書の提出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（速報）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、同項各号のいづれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

改正案

現行

別記様式(第3条関係) (表)

自動車事故報告書
宛て
自動車の使用者の氏名又は名称
住所
電話番号

年 月 日 提出

☆発生日時	年 月 日 時 分	☆路線名は道路名	道 線
天 候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他	☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆発生場所	都道府県 市区町村 番地		

☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置

☆当時の状況

◆現場の略図(道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。)

☆当時の処置	
☆事故の原因	
☆再発防止策	
※備考	

(日本工業規格A列4番)

別記様式(第3条関係) (表)

自動車事故報告書
国土交通大臣 殿
自動車の使用者の氏名又は名称
住所
電話番号

年 月 日 提出

☆発生日時	年 月 日 時 分	☆路線名は道路名	道 線
天 候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他	☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆発生場所	都道府県 市区町村 番地		

☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置

☆当時の状況

◆現場の略図(道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。)

☆当時の処置	
☆事故の原因	
☆再発防止策	
※備考	

(日本工業規格A列4番)

改正案	現行
<p>（家用有償旅客運送の輸送実績報告書）</p> <p>第二条の二 家用有償旅客運送者は、家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等を含む。以下同じ。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に、家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（家用有償旅客運送の輸送実績報告書）</p> <p>第二条の二 家用有償旅客運送者は、家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 自動車道事業報告規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第四号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業報告書及び供用実績報告書）</p> <p>第二条 自動車道事業者は、次の各号に掲げる区分に じ、それぞれ当該各号に定める者に、毎事業年度に係 る事業報告書及び前年四月一日から三月三十一日まで の期間に係る路線ごとの供用実績報告書をそれぞれ一 通提出しなければならない。</p> <p>一 一の都道府県の区域を越えて路線を定めて設けら れる一般自動車道 国土交通大臣及びその経営する 自動車道事業に係る路線が存する地域を管轄する地 方運輸局長</p> <p>二 一の都道府県の区域内において路線を定めて設け られる一般自動車道 国土交通大臣並びに道路運送 法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十八条及 び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十 号）第三条の規定により国土交通大臣の権限に属す る事務を行うこととされた当該都道府県の知事（次 条において「都道府県知事」という。）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 自動車道事業者及びその組織する団体は、前条 の定める報告書のほか、国土交通大臣又は都道府県知 事からその事業に関する報告を求められたときは、報 告書を提出しなければならない。</p>	<p>（事業報告書及び供用実績報告書）</p> <p>第二条 自動車道事業者は、国土交通大臣及びその経営 する自動車道事業に係る路線が存する地域を管轄する 地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書及び前 年四月一日から三月三十一日までの期間に係る路線ご との供用実績報告書をそれぞれ一通提出しなければな らない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（臨時の報告）</p> <p>第三条 自動車道事業者及びその組織する団体は、前条 の定める報告書のほか、国土交通大臣からその事業に 関する報告を求められたときは、報告書を提出しなけ ればならない。</p>

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の報告を求め
める場合は、報告書の様式、報告書の提出期限その他
必要な事項を明示するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求める場合は、報告
書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示
するものとする。